

令和7年度和光市小・中学校主体的な学び手育成教員募集要項

和光市教育委員会

1 目 的

この要項は、和光市立小・中学校の主体的な学び手育成教員採用志願に関する手続き及び志願者に対する選考等について定める。

2 志願資格

(1) 主体的な学び手育成教員の採用を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の事項に該当する者とする。

教育職員免許法に規定する教育職員免許状のうち、小学校においては小学校教諭免許状取得者又は関係教科の中学校教諭免許状取得者、中学校においては中学校教諭免許状取得者とする。または、本年度の末日までに教員免許状取得見込確実な者。

(2) 性別、国籍等は問わない。

(3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当する者は、前項の規定に係らず主体的な学び手育成教員の選考に志願することはできない。

3 志願手続

志願者は、次の(1)～(4)に所要事項を記入し、和光市教育委員会に提出する。
(郵送可)

(1) 履歴書（市販の履歴書等写真貼付）

(2) 応募の動機（レポートA4判1枚程度、氏名を明記する）

(3) 教員免許状・教員免許状授与証明書の写し、または在学する学校の学長もしくは、学部長等が発行する教員免許状の見込みを証明する書類。

(4) 返信用封筒（長形3号12cm×23.5cmの大きさの封筒に、住所、氏名を記入し、
110円切手を貼ったもの）

＊郵送の場合は、封筒に上記を同封し、期日必着とする。

4 履歴書等提出期間

令和6年10月25日（金）～11月22日（金）（郵送の場合は必着）

5 選考方法

選考は、書類審査、面接等を勘案して行う。

6 選考の期日・会場等

選考の期日は、応募状況を勘案して、調整後、応募者宛に通知する。

（12月～1月中に実施予定）

会場：和光市役所

7 採 用

選考の成績が良好である者は、和光市立小・中学校主体的な学び手育成教員として採用し、文書をもって通知する。

※ 採用が決定後、採用される方は健康診断が必要です（健康診断の費用は実費自己負担、また6ヶ月以内に受診した健康診断結果でも可）。

8 待遇及び勤務条件

(1) 身分 会計年度任用職員

(2) 給与【参考：令和6年度】

報酬（月額）259,300円～300,900円（地域手当を含む）

7時間30分勤務

※短大卒 259,300円～ 大卒 265,100円～

報酬（地域手当を含む）の他、交通費を支給する。任用時間及び期間が一定以上の方は、賞与に相当する期末勤勉手当を支給する。

(3) 期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）まで

週5日及び1日7時間30分以内

(4) その他 社会保険等、有給休暇等

※ 令和7年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されない場合があります。

9 令和7年度採用予定者

和光市立小学校9校に9名、中学校3校に3名、計12名（予定）

※ 各学校の児童生徒の学力の実態、又は児童生徒の学習指導若しくは生徒指導の現状、および主体的な学び手育成教員の配置の効果等を総合的に検討し、該当教科等の教員免許取得者を配置する。

10 業務内容

和光市主体的な学び手育成教員は、配置された学校の学校長の指揮監督のもと、日常の教育活動において次の業務を行う。

(1) 児童生徒の学力向上のための授業及び不登校児童生徒対応等

(2) 放課後・長期休業日等を実施する補習授業

(3) 和光市教育委員会及び学校長が必要と認める活動

※各学校の実情に応じて、業務の内容は違います。

11 問い合わせ先

和光市教育委員会 学校教育課 担当：古澤

〒351-0192 和光市広沢1-5

TEL 048-464-1111 内線2412